

岩手県告示第 27 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 19 年 1 月 12 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 釜石港線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
釜石市大渡町一丁目 1 番 1 地先から鈴子町 42 番 4 地先 まで	新	m 39.6～15.5	m 235.0
	旧	70.0～15.5	235.0

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 釜石地方振興局土木部

イ 期間 平成 19 年 1 月 12 日から同年 2 月 12 日まで

2(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 道前浄法寺線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
二戸市浄法寺町字馬洗場 100 番 1 地先から 101 番 2 地先 まで	新	m 21.4～13.8	m 110.0
	旧	17.5～8.1	110.0

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 二戸地方振興局土木部

イ 期間 平成 19 年 1 月 12 日から同年 2 月 12 日まで

3(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 283 号

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
釜石市大字釜石第 14 地割 2 番 1 地先内	新	m 27.6～19.9	m 87.0
	旧	27.6～18.5	87.0

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 釜石地方振興局土木部

イ 期間 平成 19 年 1 月 12 日から同年 2 月 12 日まで